

広島県立産業技術交流センター
指定管理者募集要項

令和8年7月
広島県

広島県立産業技術交流センター指定管理者募集要項

広島県立産業技術交流センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規程により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行う。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規定等を遵守すること。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年広島県条例第28号）
（以下「指定手続条例」という。）
- 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第47号）（以下「指定手続条例施行規則」という。）
- 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和63年広島県条例第2号）（以下「設置管理条例」という。）
- 広島県立産業技術交流センター管理規則（昭和63年広島県規則第4号）（以下「管理規則」という。）
- 広島県物品管理規則（昭和39年広島県規則第33条）
- 広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）
- 広島県情報公開条例（平成7年広島県条例第2号）
- 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）
- 労働基準法、労働関係法令など遵守が必要とされるもの

1 施設の概要

名称		広島県立産業技術交流センター			
所在地		〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号			
設置目的		産業界、学界、官界相互間、異業種間等の交流、産業情報及び技術情報の収集提供並びに中小企業の各種指導及び支援を行う公共的団体の事務室として施設を利用に供すること。また、講習会、研修会、展示会等のために研修室等の施設を商工業者及び産業関係諸団体等の利用に供することにより、県内産業の振興を図る。			
建物の構造等	構 造 等	鉄筋鉄骨コンクリート造、地下2階、地上6階（一部2階建て）			
	敷地面積	10,015.78㎡			
	延床面積	（単位：㎡）			
		利用料金が設定されている施設（駐車場を除く）	階数	事務室等	研修室等
			5階	598.86	0
			4階	408.37	0
			3階	600.10	0
			2階	52.60	593.00
			1階	395.00	0
			地階	6.80	445.00
		コンピュータ室（4階）			
		70.50			
		生涯学習センター（4階）			
		105.00			
		ロビー（2階）			
		134.00			
		文書館（2階・地階）			
		2,000.00			
		図書館（1階・地階）			
		6,202.00			
		コンベンションプラザ（1階）			
		1,196.00			
		レストラン（1階）（目的外使用許可）			
		280.00			
		ホワイエ（地階）			
		184.00			
		上記以外の共用部分等			
		5,396.77			
		駐車場等外構設備			
		5,006.02			
		延床面積合計			
		23,674.02			

	駐車場(利用料金を設定)	事務室利用団体用駐車場 14台 一般来館者用駐車場 85台(地下1階43台、地下2階42台)
	付 記	広島県立文書館、広島県立図書館及び広島県立生涯学習センターは指定管理者制度の導入を行わないが、管理の効率等を鑑み、建物全体に係る管理は、指定管理者が所管する。また、レストラン・自動販売機の行政財産使用許可部分は使用者の管理とする

2 申請資格等

広島県立産業技術交流センターの指定管理者に係る申請等を行うもの（以下「申請者」という。）は、次の資格等を有すること。

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）。
- (2) 法人等又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他経営の規模及び能力があること。
- (4) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること
- (5) 広島県立産業技術交流センターの施設を管理するに当たって、施設の管理に通常必要とされる次の資格、免許等を有し、又は外部委託等により資格者が確保できること。

なお、施設・設備の状況により必要としない場合は、この限りではない。

 - ア 電気主任技術者第3種以上
 - イ 建築物環境衛生管理技術者
 - ウ 消防設備士甲種及び乙種、又は消防設備点検資格者1種及び2種
 - エ 危険物取扱者乙種4類以上
 - オ 防火管理者（指定管理者となった後に設置すること。）
 - カ 昇降機検査資格者
- (6) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。
 - ア 単独で申請する法人等は、グループで申請する構成団体となることはできない。
 - イ 同時に複数のグループの構成団体となることはできない。
- (7) 障害者雇用促進法に基づく、法定雇用率を遵守していること。また、障害者雇用義務のない場合においても、1名以上直接的かつ恒常的に雇用していること。

3 公募に関するスケジュール等

(1) 指定管理者募集要項の配布

広島県のホームページで閲覧できるほか、以下の場所で配布する。

- ア 配布期間 令和8年7月17日（金）から令和8年9月18日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配布場所 広島市中区基町10-52（広島県庁舎東館2階）
広島県商工労働局商工労働総務課

(2) 現地説明会

指定管理者の指定を受けようとする者は、原則として現地説明会に参加すること。

- ア 開催日時 令和8年8月5日（水） 午前10時00分～午前11時30分（予定）
- イ 集合場所 広島県立産業技術交流センター 第3研修室
- ウ 申込方法 現地説明会の参加希望者は、令和8年8月3日（月）までに、現地説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、電子メールにより申し込むこと。
また、参加者は、1申請者につき、1名までとする。
- エ 開催内容 募集要項等の説明及び施設見学

(3) 公募に関する質問

質問等は、原則として文書で行うこと。

- ア 受付期間 令和8年7月17日（金）から令和8年8月21日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 質問方法 質問票（様式第2号）に記入の上、電子メールによる提出とする。
- エ 回答方法 原則として電子メールにより速やかに回答する。ただし、軽微な質問については、口頭で回答することがある。また、提出された質問と回答を広島県のホームページに随時掲載する。

(4) 申請書類の受付

- ア 受付期間 令和8年7月17日（金）から令和8年9月18日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付場所 広島市中区基町10-52（広島県庁舎東館2階）
- エ 提出方法 受付場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留郵便により、令和8年9月18日（金）午後5時【必着】とする。
なお、提出後は、記載内容の変更（字句等の誤りなど軽微な修正を除く。）は認めない。

(5) 申請の辞退

申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

(6) 提出書類の取扱い

ア 著作権の帰属

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、広島県は、指定管理者の選定や候補者の決定、指定の公表等における選定理由の説明などの必要性から、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 提出書類の返却

提出書類はいかなる場合も返却しない。

ウ 提出書類の公表

広島県は申請者の提出書類を、選定及び落選の如何に関わらず広島県情報公開条例を遵守した上で、公表できるものとする。

(7) 指定管理者を選定するための審査

広島県が指名した委員により構成する広島県指定管理者選定委員会産業振興部会（以下「産業振興部会」という。）において、提出書類による１次審査を行った後、事業計画書について申請者のプレゼンテーションを受けて２次審査を行う。

ア 開催日時 令和８年１０月（予定）

イ 開催場所 広島市中区基町１０－５２

広島県庁舎内会議室（予定）

なお、時間、場所、実施方法等については、申請者に対し別に通知する。

(8) 選定方法

産業振興部会において、本要項５の審査基準に基づき申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

(9) 選定結果の通知等

選定結果は、令和８年１１月中旬を目途に文書で申請者全員に通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

(10) 選定結果の公開

選定委員会の審査結果は、申請者の名称、得点等とともに、広島県のホームページで公開する。

(11) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(12) 指定管理者の指定及び協定の締結

広島県議会の令和８年１２月定例会の議決を経て、指定を行う。

指定管理者として指定された法人等は、令和９年１月以降に、広島県と協定を締結するものとする。

4 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(3)までの書類を正本１部、副本８部提出すること。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格Ａ列４判とし、ファイル等にして提出すること。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第４号）

(2) 事業計画書（様式第５号）

事業計画書は、２０ページまでとし、次の事項を列記すること。

なお、必要に応じてマニュアル等を添付すること。（添付書類は２０ページの中には含まない。）

ア 管理運営に係る基本方針

イ 指定期間内の年度ごとの業務の実施計画

ウ 利用料金設定の基本的な考え方

エ 管理運営に係る収支計画書

オ 管理運営体制

カ 産業及び地域の振興策など、施設の効用を発揮するための独自の施策、事業など

(3) 添付書類（指定手続条例施行規則第３条第２項）

ア 定款、寄附行為その他これらに準じるもの

イ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など
地方自治法第260条の2第1項に規定する 地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証 明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書

※ 「共同企業体協定書」へは、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称・所在地、業務分
担及び出資割合などの他、構成員の変動（交替、脱退及び加入）についての項目（県及び構成員
の承認が必要である旨）を記載すること。

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、及び前事業年度の
から3箇年の収支決算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者等が申請資格を持たない者（本要項2（2））に該当しないことを明らかにす
る書類（様式第6号）

カ 広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税額がないことの
証明書」）

キ 広島県立産業技術交流センターと同種又は類似の施設の管理運営実績があるときは、それを明らか
にする書類（様式第7号）

ク 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書（様式第8号）

ケ 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	障害者の雇用状況を証する書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業 主控）の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していること を確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体者障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証 等

コ 機密データの保存に関する申出書（様式第9号）

5 審査基準等

指定管理者の候補者の選定は、指定手続条例第3条に定める次の基準に基づき、産業振興部会において
審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補を選定する。

なお、施設の効用を最大限発揮するとともに施設の管理経費の縮減を図る観点から、利用者サービスの
向上・確保、利用促進、新たなイベント提案等を重点項目として配点のウェイトを高く設定している。

また、審査基準ごとの審査の観点及び配点ウェイトは、次のとおりとする。

審査基準及び審査の観点		配点ウェイト
利用者サービスの向上・確保	総合審査により5段階評価	20
利用促進、新たなイベント提案		20
維持管理水準の妥当性		15
申請者の経営状況・信頼性		10
申請者の取組姿勢		15
申請提案額（金額評価）	最低提案金額／申請者の提案金額×10	10
申請提案額の実現性	総合審査により5段階評価	10
合 計		100

※5段階評価→1：劣る、 2：少し劣る 3：普通（同程度） 4：優れている 5：特に優れている

6 業務の範囲及び具体的内容

広島県立産業技術交流センターは、県内産業の振興に資するために、設置管理条例第3条に基づく業務を行うこととし、指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 施設設置目的に沿った利用者サービスの向上・確保、利用促進等に関する業務を行う。
- (2) 利用に係る許可に関すること
設置管理条例第7条の規定により、施設等の利用者に対して利用許可の事務等を行う。
- (3) 利用に係る料金の収受等に関すること
地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用する。
利用料金の返還、減免等の各手続事務を行う。
- (4) 維持及び修繕に関すること（別紙1参照）
施設等に係る維持及び修繕を行う（県が認める部分を除き、非収益部分を含む）。
- (5) その他の業務
(1)から(4)までに掲げる業務のほか、設置管理条例、管理規則その他の法令等の規定に従い、広島県立産業技術交流センターの管理業務全般を行う。
- (6) 上記業務に付随する業務
広島県との連絡調整及び事業報告等を行う。
なお、管理の効率化のため、併設する広島県立図書館、広島県立文書館を含めた建物全体に係る管理（警備、清掃等）については、今回募集する指定管理の管理運営業務に含むものとする。

7 管理の基準

- (1) 開館時間及び休館日
開館時間及び休館日は次のとおりとするが、特に必要があると認められるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これらを変更することができる（設置管理条例第5条及び第6条）。
ア 開館時間 午前8時30分から午後9時まで
イ 休館日は次のとおり。ただし、一般来館者用駐車場については、（ア）を除く。
（ア） 日曜日
（イ） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（ウ） 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (2) 利用許可の制限
設置管理条例第8条に定める場合には、利用の許可をしてはならない。
- (3) 利用許可の取消し等
設置管理条例第13条に定める場合には、利用の許可を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じることができる。
- (4) 入館の制限
設置管理条例第16条に定める場合には、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。
- (5) 原状回復義務
設置管理条例第17条に定める利用者による原状回復の検査を行うこと。
- (6) 県有物品の管理
県の所有する物品については、広島県物品管理規則に基づき適正に管理すること。
- (7) 広島県行政手続条例の適用
指定管理者は、広島県行政手続条例第2条第2号の「行政庁」に該当するため、利用許可等は同条例の規定に基づいて行うこととする。
- (8) 広島県情報公開条例の適用
指定管理者は、広島県情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。
また、指定管理者は、指定後に県と締結する協定に基づき、県から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じる義務を負う。

(9) 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の適用

指定管理者は、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受け、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、県と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

また、指定管理者は、指定後に県と締結する協定に基づき、県から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じる義務を負う。

(10) 事業報告・業務報告に関する事項

指定管理者は、指定手続条例第4条又は第5条の規定によって、毎年度終了後、事業報告書を作成し、知事に提出すること。

また、県は指定管理者に対し、定期又は臨時に、管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(11) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

知事は、指定手続条例第6条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止（以下「取消し等」という。）を命じることがある。

なお、事業協同組合については、取消し等について責めを負うべき組合員及び当該組合員と共同で管理業務を行うすべての組合員に対しても同様の処分を行うものとする。

(12) 責任分担に関する事項

責任分担の詳細については、協定を締結する際に定めるが、県の基本方針は本要項12(6)のとおりとする。

(13) その他

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が広島県立産業技術交流センターを利用することを拒んではならない（地方自治法第244条第2項）。

また、指定管理者は、広島県立産業技術交流センターの管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない（地方自治法第244条第3項）

8 利用料金

(1) 利用料金制の採用

広島県立産業技術交流センターにおいては、地方自治法244条の2第8項に定める利用料金制を採用する。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、設置管理条例別表（第10条関係）に定める金額の範囲内において、指定管理者が、知事の承認を得て決定する。

なお、指定期間中の設定利用料金及びその収入見込みによる収支計画を事業計画書に記述すること。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免は、設置管理条例第11条並びに管理規則第9条及び第10条の規定により、指定管理者において行う。

9 県が支払う管理費用の額（管理費用基準額）

指定管理者に対し、県が支払う5年間の指定管理料の額は、**711,370千円**（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提出された収支予算書の提案額に基づき、県と指定管理者の間で締結する基本協定及び年度協定で定める額とする。

なお、協定締結後、物価水準に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、管理費用を改定することができる。詳細は、募集要項9頁【改定にあたっての考え方】を参照すること。

10 指定期間

今回指定を行う指定管理者が広島県立産業技術交流センターの管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

11 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された後、県議会の指定議決がなされるまでの間に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、県と指定管理者の候補者として協議を行い、最終的に県議会の議決を経て指定管理者に指定された後、協定を締結する。

また、この協定締結においては、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

(1) 基本協定

- ア 指定期間
- イ 業務に関する基本的な事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 減免の取扱いに関する事項
- オ 県が支払う管理費用に関する事項
- カ 情報公開に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク 事業報告、業務報告及び業務点検に関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 物品の取扱いに関する事項
- サ リスクの管理、責任分担に関する事項
- シ その他

(2) 年度別協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払う管理費用に関する事項
- ウ その他

12 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取消し、協定を締結しないことがある。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任及び負担において、令和9年4月1日から円滑に広島県立産業技術交流センターの管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。

なお、施設の管理業務の引継ぎが必要な場合は、候補者選定後、随時行うこととする。

(5) 納税義務

指定管理者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

(6) 責任分担

広島県と指定管理者の責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定書で定める。

項目	指定管理者	県	備考
①施設、設備、備品等の維持管理	○※		
②利用料金の収入等	○		
③利用料金の減免承認	○		
④施設等の利用許可等	○		
⑤区域内の行為の許可		○	設置管理条例第15条
⑥施設等に係る行政財産使用許可		○	
⑦施設等の修繕（小規模）	○		
⑧施設等の修繕（大規模）		○	概ね100万円以上のもの
⑨事故・火災等による施設等の修繕	○	○	
⑩施設等に係る保険の加入		○	建物に係る火災保険
⑪利用者等に係る保険の加入	○		・施設管理に係る賠償責任保険 ・有料駐車場管理に係る賠償責任保険等
⑫包括的管理責任		○	

※ 維持管理コストの増大・減少については、県の責めによる業務内容の変更に伴うものを除き、基本的には指定管理者の責任及び負担とする（物価・金利の変動等）。

但し、物価水準に一定程度を超える下降または上昇が生じた場合、次の考え方により管理費用を改定する。なお、指定期間初年度の管理費用額（県委託料）については、募集時の積算に物価水準の変動が反映されていると考えられるため、適用対象外とする。

【改定にあたっての考え方】

ア 物価変動の指標値

以下に示す指標の変動に基づいて改定を行う。

使用する指数：「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の「諸サービス」の「建物サービス」における7月から翌年6月の年平均値

イ 改定計算方法

1年に1回、指標値の比較を行い、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に、次の計算方法により改定を行う。なお、改定後の管理費用の1,000円未満の端数については切り捨てとする。

$$Pn' = Pn \times I_{n-1} / Ir$$

Pn : n 年度の管理費用（税抜）

Pn' : 改定後の n 年度の管理費用（税抜）

I_{n-1} : $n-2$ 年7月～ $n-1$ 年6月の指標の年平均値

Ir : 前回の改定の基礎となった年平均値（初回改定時：R7.7月～R8.6月の年平均値）

ウ 改定の手続き

指定管理者は、原則として、改定計算を行う年の8月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度以降の管理費用の合計金額を県に通知し、県の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。なお、消費税が改定された場合は、上記改定の計算方法について、県と指定管理者で協議するものとする。

(7) 指定の取消し等に関する事項

知事は、手続条例第6条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じることができる。（指定管理者が事業協同組合である場合には、当該事業協同組合に対する処分以外に、組合員に対しても同様の処分を行うことができる。また、当該処分の責めを負うべき組合員が属する他の事業協同組合及び組合員についても同様とする。）

(8) その他

県の事情により、上記10の指定期間を短縮する場合がある。この場合において、指定管理者に損害が生じる場合の対応については、県と指定管理者双方が誠意をもって協議の上決定する。

13 申請書提出先（問い合わせ先）

広島県商工労働局商工労働総務課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3380（ダイヤルイン）

FAX：082-223-6314

E-mail：syosoumu@pref.hiroshima.lg.jp

(別紙1)

広島県立産業技術交流センターの管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、広島県立産業技術交流センター指定管理者募集要項「6 業務の範囲及び具体的内容」に加え、広島県立産業技術交流センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者は、広島県立産業技術交流センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 広島県立産業技術交流センターは、県内産業の振興を図ることを目的とした施設であるので、その設置理念に基づき、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 地域住民や利用者の意見、要望等を把握し、管理運営に反映するよう努めること。
- (6) 施設には施設統括責任者（館長等）を現場に置くこと。
- (7) 災害時及び緊急時に備えた危機管理の徹底を図ること。
- (8) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議すること。

3 施設運営の特記事項

- (1) 県が行政財産の使用許可を行うレストラン等の事業と協力・連携して管理運営を行うこと。
また、非収益部分についても管理を行うこと。
- (2) 指定管理者は、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないが、清掃、警備等個別の具体的業務を第三者へ委託することは可能である。
この場合、再委託先が業務に必要な資格について官公署の免許、許可、認定等を受けていること。

4 管理運営業務

施設の管理運営業務の清掃、警備及び設備管理業務の基準は概ね次のとおりであるが、詳細は別紙1 附表を参照のこと。

なお、本仕様書に記載していない事項については、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考にして詳細な業務計画の案を提示すること。

- (1) 利用者サービスの向上・確保
 - ・開館日、利用時間などは、利用者ニーズに的確に応えること。
 - ・施設及び付属設備の利用については、円滑な管理運営を行うこと。
 - ・利用者等からの要望や苦情等へは、的確に対応を行うこと。
 - ・利用者の安全対策を取ること。（緊急時の避難体制等を含む）
- (2) 利用促進、新たなイベント提案
 - ・利用促進策、利用者増への取組を行うこと
 - ・施設の広報活動等を効率的に行うこと。
 - ・施設の効用発揮のため活用策等を検討すること。
 - ・県施策への協力等に係る考え方を示すこと。

(3) 維持管理業務

ア 清掃業務

日常及び定期清掃により、施設の美化維持と良好な環境衛生の確保に努めるとともに、労働安全衛生規則を遵守し、清掃業務基準を定めて清掃業務を行うこと。

a 業務内容

- ・敷地内の全施設を対象とする。ただし、行政財産使用許可を受けて設置された施設等は除く。
- ・各種清掃（各種消耗品の補充・在庫管理を含む）
- ・ごみ処理
- ・作業日誌の作成、作業報告書による報告、異常・破損等の発見時の届出
- ・その他施設の美観及び衛生上不快な念を与えないよう清潔を保持すること。

b 清掃基準

清掃業務基準を定め、詳細な清掃箇所及び日常清掃・定期清掃の区分、清掃回数、清掃方法等を提示すること。

c 人員配置

清掃作業を確実に履行できる人員を配置すること。

イ 警備業務

施設内及び周辺部分について、火災・盗難の予防、不法侵入等の不法行為を防止し、施設の安全確保を図るとともに、施設利用者等の生命、財産の安全を確保し、円滑な運営を維持すること。

なお、警備業務は、関係法令等に基づき作成する詳細な警備計画書に沿って実施すること。

a 業務内容

- ・施設内外の巡回監視
- ・各種設備装置の操作及び防犯・防災監視
- ・消防、防火避難設備の外観点検と機能保全
- ・不法行為者及び不審者の早期発見と排除
- ・火災の予防及び火災の早期発見と初期消火
- ・盗難等の予防と早期発見
- ・隣接地帯から波及する危険性の探知と予防
- ・各扉、防火シャッターなどの管理と点検確認
- ・昇降機械設備の運行管理
- ・鍵の管理
- ・駐車場の管理
- ・拾得物の処理
- ・その他設備業務のフォロー、来館者への対応等

b 警備員の資格

警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。

c 人員配置

警備業務に支障が出ない人員を配置すること。

ウ 設備管理業務

施設の円滑な運営と安全の確保及び快適かつ良好な衛生環境の確保に努めること。

a 業務内容

設備管理業務は関係法令の定めるところに準拠し、主に次の事項を実施する。

- ・設備機器の運転操作及び監視
- ・設備の維持管理（日常巡視点検、定期点検、臨時点検、整備、補修等）
- ・設備に関する非常措置
- ・設備関係の測定及び記録
- ・建物・設備の年間管理計画書の作成・実施及び報告

- ・官公庁検査及び改修工事の立会、報告
- ・外注保守機器の定期検査の立会、報告
- ・関係部署との連絡調整
- ・消耗品の在庫管理
- ・その他設備管理に係る附随業務

b 法定資格者

電気設備及び機械設備等の運転・点検整備業務等に当たり、次の資格が必要である。ただし、設備機器等の状況により、資格を必要としない場合は不要とする。

- ・電気主任技術者第3種以上
- ・建築物環境衛生管理技術者
- ・消防設備士甲種及び乙種、又は消防設備点検資格者1種及び2種
- ・危険物取扱者乙種4類以上
- ・昇降機検査資格者

c 人員配置

円滑な設備管理業務を履行できる人員を配置すること。

5 その他

(1) 利用者の安全管理

非常時の際の避難方法を利用者に周知させるとともに、非常事態が生じたときは、直ちに誘導及び通報など利用者の安全の確保等管理を行うこと。

(2) 物品の維持管理

管理業務に必要な県有備品などについては、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理を行うこと。

特に、施設等に備え付けている県有備品などについては、施設利用後にその都度、点検整備を行うこと。

(3) 帳簿等の整理等

各種帳簿を整え、必要な記録を行うとともに、必要な期間保管すること。

(別紙1 附表)

区分	項目	必要管理項目	頻度（標準）
A	総合案内受付（1名以上常駐）	職員による窓口業務	毎開館日
	駐車場機器（1式）	保守点検業務	月1回
	建物	特定建築物定期点検	3年に1回
		建築設備定期点検	1年に1回
		防火設備定期点検	1年に1回
	空気清浄機 ※該当ある場合	フィルター洗浄業務	月1回
		集塵セル洗浄業務	2月毎に1回
		活性炭フィルター交換業務	6月毎に1回
	ゴンドラ設備（2基）	保守点検業務	通常点検：3月毎に1回 性能検査：年1回
	植栽管理	刈込み、除草、施肥業務	必要に応じて随時
	施設等の修繕（AED消耗品交換を含む）		必要に応じて随時
B	保安警備（2名以上常駐）		24時間警備
	設備機器運転管理等（2名以上常駐）	電気設備業務	毎開館日～随時
		空調和設備業務	
		給排水衛生設備業務	
		建物環境管理業務	
	昇降機（乗用4台、荷物用1台）	保守点検業務	月1回
	防災・防犯設備	保守点検業務	年1回
	構内電話交換設備	保守点検業務	月1回
	消防用設備	保守点検業務	年2回
	空調自動制御設備	保守点検業務	年1～2回
	非常放送設備	保守点検業務	6月毎に1回
	自家発電機	保守点検業務	6月毎に1回
	中央監視設備	保守点検業務	6月～年1回
	空調機器	保守点検業務	簡易点検：3月毎に1回 定期点検：年1回以上
	送排風機	保守点検業務	年1回
C	自動ドア（7台）	保守点検業務	3月毎に1回
	清掃業務（2名以上常駐） （図書館、文書館を含み、レストランを除く）	床清掃業務	毎開館日～年1回
		塵芥収集処理業務	毎開館日
		便所等器具類清掃業務	毎開館日
		家具等清掃業務	毎開館日～年1回
		ガラス等清掃業務	毎開館日～随時
		庭園・広場清掃業務	毎開館日～随時
	照明環境制御システム ※該当ある場合	保守点検業務	年1回
	冷暖房機器（吸収式冷温水機2台）	保守点検業務	年4回 （冷房稼動時2回） （暖房稼動時2回）
	低電圧定周波数装置	保守点検業務	年1回

A区分：指定管理者の負担

B区分：入居団体に対して面積按分による負担請求が可能

C区分：入居団体（レストラン業者を除く）に対して面積按分による負担請求が可能